

自転車の交通安全対策強化に関する意見書

自転車は身近な交通手段として幅広い年齢層に多様な用途で利用され、環境負荷の軽減、交通渋滞の緩和、健康増進、観光振興の観点からも利用促進を図るべきである。しかし、自転車が関連する交通事故は全事故の約2割を占めており、深刻な状況である。

本年6月1日、危険行為を繰り返す自転車の運転者に、安全講習の受講を義務づける改正道路交通法が施行された。施行令で規定された危険行為は、信号無視や酒酔い運転、ブレーキのない自転車の運転など14項目であり、警察官の指導・警告に従わなければ交通切符(赤切符)が交付される。遮断機が下りた踏切への侵入など危険性が高い場合は、交通切符が交付され、3年以内に2回以上、交通切符が交付された14歳以上の運転者には、安全講習の受講(手数料5,700円)が義務付けられ、従わない場合は5万円以下の罰金が科される。

この法律の改正により、自転車の交通ルールに対する社会的関心が高まり、自転車運転者のマナーの向上にも繋がった。しかし、時間の経過と共に、赤信号での横断、狭い歩道の疾走、雨天時に傘をさしての片手運転などが再び横行しており、交通マナーが改善されたとは言えない現状である。6月の施行当初は、警察も取締りを強化していたと思われるが、交通マナーを守ることを定着させ習慣づけるためには、取締り強化の継続など自転車運転ルール徹底が重要である。

また、自転車シェアリング等の普及促進が進むにつれ、街中で観光回遊する自転車運転者は確実に増加することとなり、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会開催を契機に更に普及が加速することが予想される。

しかし、良好な交通秩序を実現するための自転車走行環境の整備は進んでおらず、自転車専用レーンの設置拡大及び歩道の整備推進等が必要不可欠である。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、安全・快適な自転車の交通安全対策強化を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年10月21日

江東区議会議長 山本 香代子

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣

} あて